# 外出支援サービス利用券のご利用について

佐渡市では、一般の交通機関の利用が困難な方が、医療機関等への移動で、車いす・寝台で移動できるタクシー（介護タクシー）を利用した場合、利用金額の一部を助成するための利用券を交付しています。

ただし、福祉タクシー券との併用及び年度の途中での切り替えはできません。




## 利用要件など

**【対象者】** 次のいずれかに該当する方であって、通常の車での移動が困難な方

- ○ 要介護4・5に該当する方　（介護保険被保険者証の確認が必要）
- ○ 身体障害者手帳の下肢・体幹不自由　1級・2級に該当している方　（身体障害者手帳の確認が必要）
- ○ 人工透析で通院している方　（自立支援医療受給者証（更生医療）の確認が必要）

**【助成額】**

| 利用金額 | 助成率 | |
|---|---|---|
| | 市民税課税世帯 | 市民税非課税世帯 |
| 6,000円以下 | 35% | 40% |
| 6,001円～8,000円 | 50% | 55% |
| 8,001円～10,000円 | 60% | 65% |
| 10,001円～14,000円 | 65% | 70% |
| 14,001円以上 | 70% | 75% |
| 助成限度額 | 11,300円 | 12,100円 |

※ 利用金額には迎車料・乗降介助料を含む

**【交付枚数】**

| 申請月 | 枚数 | 申請月 | 枚数 |
|---|---|---|---|
| ４月 | 24枚 | 10月 | 12枚 |
| ５月 | 22枚 | 11月 | 10枚 |
| ６月 | 20枚 | 12月 | ８枚 |
| ７月 | 18枚 | １月 | ６枚 |
| ８月 | 16枚 | ２月 | ４枚 |
| ９月 | 14枚 | ３月 | ２枚 |

※ 利用可能期間（月数）×2枚

※ 利用期限は、3月31日まで

※ 月当たりの使用制限はなし

**（計算例）**

市民税非課税世帯の利用者で、利用金額が 7,000円の場合

**市 助 成 額 ：** 利用金額 7,000円 × 助成率 55% ＝ 3,850円 → 3,800円

※ 100円未満は切り捨て

**利 用 者 負 担 ：** 利用金額 7,000円 － 市助成額 3,800円 ＝ 3,200円

利用できるタクシー事業者、連絡・手続きが必要なとき　→【裏面に続きます】

## 利用できるタクシー事業者

| 所在地 | タクシー事業者 | 連絡先 | 対応できるもの |
|---|---|---|---|
| 両　津 | さど介護福祉タクシー | 090-4397-5187 | 車いす(フルリクライニング) |
| 相　川 | あとむ　合同会社 | 74 - 3621 | 車いす(フルリクライニング) |
| 佐和田 | 介護タクシー ひなた | 070-1428-9193 | 車いす(フルリクライニング) |
| 金　井 | ふれあい館 | 63 - 2300 | 車いす(フルリクライニング) |
| 新　穂 | 介護タクシー　すきっぷ | 22 - 3731 | 車いす(フルリクライニング) |
| | LIFEサポート　介護タクシーK | 090-1205-8704 | 車いす(フルリクライニング) |
| | ケアサポート　イスト | 090-1859-0821 | 車いす(フルリクライニング) |
| 真　野 | 介護タクシー　とらい | 090-5540-8897 | 車いす(フルリクライニング) |
| | らいふあしすと　どんたく | 080-5228-0039 | 車いす(フルリクライニング) |
| 新潟市 | あやの介護タクシー | 025-250-5020 | ストレッチャー<br>車いす(フルリクライニング) |

## 連絡・手続きが必要なとき

・ 次のいずれかに該当する場合、市役所窓口での届け出と未使用の利用券の返還が必要になります。

① 表面の利用要件に該当しなくなった場合

② 特別養護老人ホームなどの施設へ入所する場合

③ 利用対象者が、死亡・市外へ転出した場合

・ 利用券を紛失した場合
（利用券の利用状況を確認のうえ、未使用の枚数を再発行します。）

・ 特別養護老人ホームに入所中の方が外出許可を得て一時帰宅する場合
（市役所窓口に外出許可証を持参し、利用券の交付手続きをしてください。）

## ご利用にあたっての注意事項

・ 利用券は1回の乗車で1枚利用できます。有効期限（3月31日）を過ぎたものは利用できません。

・ 利用券は医療機関、介護施設への移動に使用できます。買い物などでのご利用はできません。

・ 利用要件以外の利用があった場合は、助成額相当額を返還していただきます。

## お問い合わせ先

佐渡市役所　社会福祉部　高齢福祉課　高齢福祉係　　【電話】0259－63－3790

各市民センター　高齢福祉担当窓口

【2026.04版】